

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	保護施設に対する改善命令、認可の取消し等	
根 拠 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	（条項） 第45条第2項
基 準 法 令 名	生活保護法（昭和25年法律第144号）	（条項） 第45条第2項
	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）	（条項）
所 管 部 署	福祉子ども部 生活福祉課 庶務係	
<p>【処分基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 【 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和41年社施第335号 厚生省社会局長通知） 】 【 生活保護法による保護施設に対する指導監査について（平成12年社援第2395号 厚生省社会・援護局長通知） 】 ・掲載図書等 【 生活保護関係法令通知集（中央法規出版） 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[保護施設に対する改善命令、認可の取消しに係る処分基準]</p> <p>保護施設に対する改善命令、認可の取消しは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第45条第2項各号に該当する場合のほか、上記に掲げる文書に定める事項について不適合又は違反があると認められる場合に行うものとする。</p> <p>なお、当該省令等が掲載された上記の掲載図書は、担当課において備え置く。</p>		

参 考

[根拠法令] 及び [基準法令]

生活保護法

(改善命令等)

第45条 厚生労働大臣は都道府県に対して、都道府県知事は市町村及び地方独立行政法人に対して、次に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずることができる。

- (1) その保護施設が第39条第1項の基準に適合しなくなつたとき。
- (2) その保護施設が存立の目的を失うに至つたとき。
- (3) その保護施設がこの法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

2 都道府県知事は、社会福祉法人又は日本赤十字社に対して、左に掲げる事由があるときは、その保護施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止を命じ、又は第41条第2項の認可を取り消すことができる。

- (1) その保護施設が前項各号の一に該当するとき。
- (2) その保護施設が第41条第3項各号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- (3) その保護施設の経営につき営利を図る行為があつたとき。
- (4) 正当な理由がないのに、第41条第2項第6号の予定年月日（同条第5項の規定により変更の認可を受けたときは、その認可を受けた予定年月日）までに事業を開始しないとき。
- (5) 第41条第5項の規定に違反したとき。

3～5 略

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。